

きのくに子育て応援定期預金

令和7年4月1日現在

商 品 名 (愛 称)	きのくに子育て応援定期預金 (スーパー定期預金)
販売対象	・ 18歳未満のお子さまを扶養（胎児を含む）している保護者の内お1人の方
期 間	・ 定型方式・・・1年 ・ 自動継続定期預金（複利型元利継続方式）となります。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 10万円以上300万円以下 ・ 1円単位
払戻方法	・ 満期日以降に一括して払戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ 18歳未満のお子さまを扶養されている方は、預入時のスーパー定期預金の1年もの店頭表示利率に当金庫の定める利率を上乗せした利率を約定利率として、預入時の満期日まで適用します。 なお、自動継続後の利率は、継続時のスーパー定期預金の1年もの店頭表示利率となります。 ・ 満期日以降に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
税 金	・ 20%の源泉分離課税（国税15%、地方税5%） （ただし、マル優ご利用の場合は非課税となります） ※令和19年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
手数料	—
付加できる特約事項	・ 条件を満たす方は、マル優のお取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、別表（定期預金の中途解約利率一覧）の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6ヶ月毎の複利計算した期日前解約利息とともに支払います。
金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください。または窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	・ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部 お客さま相談課（9時～17時、電話：073-432-7118）までお申し出ください。 ・ 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・ 1世帯1名さまのお取扱いで、預入限度額は300万円となります。 ・ 満期時に自動継続されない場合、満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険の対象となります。預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）